

福祉用具購入費の支給に関するQ&A

No.	カテゴリ	Q	A
1	① 制度	負担割合はいつの時点が適用されるか。	領収日時点の負担割合が適用されます。
2	① 制度	現在入院（入所）中だが、退院（退所）に備えて福祉用具を購入する場合、支給対象となるか。	入院中は医療保険が適用となるため、対象となりません。 介護保険施設に入所中も同様、施設サービス費の支給を受けるため、対象となりません。 退院（退所）日以降であれば、支給対象となります。
3	① 制度	介護保険適用となる福祉用具の部品が破損した場合、部品交換に係る費用は支給対象となるか。	破損部分が部品交換で対応できる場合は、その部品代が支給対象となります。ただし、再購入と同じ取扱いとなるため、購入前に「特定福祉用具の再購入についての確認書」の提出が必要です。
4	① 制度	一時的に住民票所在地と異なる親戚の家で生活している。この場合、福祉用具購入費の支給対象となるか。	介護の必要性等の理由により、一時的に子や孫等の家に生活の本拠を移す場合は、支給対象となります。申請先は介護保険被保険者証を発行している自治体になります。ただし、生活の本拠地が住民票の住所と異なる場合は、お早めに住民票異動の手続きをお願いします。
5	① 制度	施設やグループホームの利用者は福祉用具購入費の支給対象となるか。	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、グループホームについては支給対象となりません。 サービス付き高齢者向け住宅等その他の施設は、制度上支給対象となりますが、一般住宅とは異なる環境のため、福祉用具購入の必要性をケアマネジャーや福祉用具事業者と相談してください。
6	① 制度	要支援・要介護認定を受けていない場合、福祉用具購入費の支給対象となるか。	要支援・要介護認定を受けていない方は、支給対象となりません。
7	① 制度	介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者は、福祉用具購入費の支給対象となるか。	No.6と同様です。
8	① 制度	支給対象となる福祉用具が知りたい。	町田市では、テクノエイド協会が介護保険福祉用具購入対象品として登録しているものを支給対象としています。 （貸与の場合についても、テクノエイド協会が貸与対象品として登録しているものが対象となります。）
9	① 制度	インターネット販売の福祉用具は支給対象となるか。	福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて購入しなければならぬため、インターネット販売の福祉用具は支給対象となりません。
10	① 制度	福祉用具購入にあたり、担当のケアマネジャーがいらない。どうすれば良いか。	お近くの高齢者支援センターにご相談ください。
11	② 制度 （選択制）	2024年度から新たに購入対象となった種目（固定用スロープ・歩行器・歩行補助杖）の中古品は支給対象となるか。	貸与の場合と異なり、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえ、原則として新品での販売を想定しています。
12	② 制度 （選択制）	福祉用具の貸与又は購入の選択にあたり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が利用者へ提供しなければならない情報とはどのようなものか。また、提供した事実はどのように記録するのか。	利用者へ提供が必要な情報としては、 ・利用者の身体状況の変化の見通しについて、医師やリハビリ職等から聴取した意見 ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・長期利用が見込まれる場合は、販売の方が利用者負担額を抑えられること ・圏が示している福祉用具の平均的な利用月数 などが考えられます。 これらの情報を提供した事実は、福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられます。
13	③ 申請	要介護認定（新規・更新・区分変更）の申請中だが、福祉用具を購入しても良いか。	購入は可能ですが、認定結果が出てから支給申請をしてください。 なお、新規申請の方については、認定結果が非該当となった場合、支給対象となりませんのでご注意ください。

No.	カテゴリ	Q	A
14	③ 申請	給付制限中の場合、支給申請は可能か。	可能ですが、支給申請の方法は償還払いのみとなります。
15	③ 申請	支給申請書の提出後、いつ入金されるか。	2か月程度で入金されます。
16	③ 申請	生活保護受給中の場合、支給申請にあたって何か必要な手続きはあるか。	事前に担当ケースワーカー（生活援護課）へご相談ください。
17	③ 申請	生活保護受給中の場合、追加で提出が必要な書類はあるか。	領収書の代わりに納品書のコピーを提出してください。その他の書類は通常とおりです。
18	③ 申請	申請書類の提出期限はあるか。	領収日（購入代金の支払いを終えた日）の翌日から2年です。
19	③ 申請	オーダー商品の場合に必要な提出書類はあるか。	見積書の写しと、商品のサイズが分かる図面の提出が必要です。すのこの場合は、設置場所の寸法がわかる図面も併せて必要です。なお、イレギュラーな形状や特殊な加工を要するもの等、通常のオーダー商品と異なる場合は、事前に介護保険課へご相談ください。
20	③ 申請	「福祉用具が必要な理由（別紙）」は誰が作成するのか。	ケアマネジャー、高齢者支援センター職員、または福祉用具販売事業所が作成してください。
21	③ 申請	2024年度から新たに購入対象となった種目（固定用スロープ・歩行器・歩行補助杖）の支給申請にあたり、追加で提出すべき書類はあるか。	固定用スロープの場合は設置場所の写真の添付が必要です。なお、添付する写真には、固定用スロープの設置場所がどこなのか分かるように補記をお願いします。（例：リビングから廊下等）歩行器・歩行補助杖の場合、追加提出が必要なものはありません。
22	④ 入浴補助用具	すのこの代わりに滑り止めマットを購入する場合、支給対象となるか。	滑り止めマットは対象となりません。
23	④ 入浴補助用具	すのこを洗い場の一部に敷く場合、支給対象となるか。	一部に敷くことで新たな段差が生じないように、洗い場全体に敷くことが原則となります。
24	④ 入浴補助用具	浴槽台を2台購入し、跨ぎのために浴槽の中と外で使用することは認められるか。	浴槽台は浴槽内いすに分類されるため、立ち座り以外の用途で使用することは想定されません。跨ぎの段差解消目的の場合は、浴槽内すのこまたは浴室内すのこを購入してください。
25	④ 入浴補助用具	住宅設備改修給付で浴槽交換を行い、同時に福祉用具のすのこの購入は認められるか。	すでに身体状況に合わせた浴槽に交換されていると考えられるため、原則、すのこの購入は想定していません。
26	④ 入浴補助用具	過去にシャワーチェアを購入したがシャワーキャリアを購入できるか。	同一種目のため再購入に該当します。購入前に再購入の確認書の提出が必要です。
27	⑤ 腰掛便座	ウォシュレット付補高便座は福祉用具の支給対象となるか。	補高便座については、あくまで補高を目的としている場合に支給対象となります。洗浄機能のみを目的とした場合は対象となりません。

No.	カテゴリ	Q	A
28	⑤ 腰掛便座	家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなどの購入に制限はあるか。	機能や金額にかかわらず支給対象とすることができますが、付属機能の必要性について理由書に記載する必要があります。
29	⑤ 腰掛便座	介護保険の住宅改修で便器の交換を行い、同時に福祉用具で補高便座を購入できるか。	介護保険の住宅改修で、すでに身体状況に合わせた便器に交換されていると考えられるため、原則、補高便座の購入は想定していません。
30	⑤ 腰掛便座	固定する必要がある補高便座は、福祉用具購入費と住宅改修費のどちらで支給申請すればよいか。	固定する場合でも、住宅改修のような工事とは想定できないため、福祉用具購入費として支給申請してください。
31	⑥ 歩行補助杖	歩行補助杖を複数購入する場合、支給対象となるか。	利用者の身体状況や生活状況により、異なる用途・性能の製品を、異なる使用場所で使い分ける必要がある場合などに限り、支給対象となります。判断に迷う場合は購入前に市へご相談ください。
32	⑥ 歩行補助杖	ロフトストランドクラッチを両手で2本使用するために複数購入する場合、支給対象となるか。	ロフトストランドクラッチは、利用者の身体状況により両手で2本使用する場合が想定されるため、支給対象となります。
33	⑦ 歩行器	歩行器を複数購入する場合、支給対象となるか。	No.31と同様です。
34	⑧ 固定用スロープ	固定用スロープを複数購入し、それぞれ異なる場所に設置する場合、支給対象となるか。	固定用スロープは複数の使用場所が想定されるため、支給対象となります。
35	⑧ 固定用スロープ	同じスロープを複数購入し、一つの場所に並べて使用する場合は、支給対象となるか。	固定用スロープを並べて使用しなければならない特段の事情がある場合を除き、対象となりません。
36	⑨ 再購入	再購入の手続き方法は。	町田市ホームページの「福祉用具の再購入及び特殊な案件について」をご覧ください。福祉用具購入前に確認書を提出してください。内容審査後、再購入の可否について作成者にご連絡します。
37	⑨ 再購入	以前購入した福祉用具のカビや汚れ、経年劣化により再購入する場合、支給対象となるか。	支給対象となりません。
38	⑨ 再購入	紛失により再購入する場合、支給対象となるか。	支給対象となりません。